

回覧

子育て世帯生活支援特別給付金の申請がまだお済みでない方へ



令和6年2月28日で受付終了します。
該当の方は福祉事務所へお早めの申請をお願いいたします。

支給額 児童1人当たり一律 **5万円**

申請が必要な方は以下の①と②の両方を満たす方

① 令和5年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象です)

② 令和5年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方
(令和5年度住民税均等割非課税の方も対象です)

締め切り間近!

※申請不要の方には、昨年7月に児童手当・特別児童扶養手当等の受取口座に給付金が振り込まれています。

申請期間：令和6年2月28日まで

(※2月末までに生まれた新生児のみ3月中旬まで)

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-400-903

(受付時間：平日9:00～18:00)

■ 小値賀町福祉事務所

「子育て世帯生活支援特別給付金窓口」

0959-56-3111

(受付時間：平日8:30～17:15)

